

食品表示における 今後の検討課題について

平成26年1月

消費者庁食品表示企画課

食品表示における今後の検討課題

＜今後の検討課題とされているもの＞

- 加工食品の原料原産地表示
- 中食・外食へのアレルギー表示
- インターネット販売の取扱い
- 遺伝子組換え表示
- 食品添加物表示

<参考>

● 食品表示一元化検討会報告書(抜粋)

3 新たな食品表示制度における適用範囲の考え方

(1) 中食、外食等の取扱い

(略)

以上のような実態を踏まえつつも、一方で、アレルギー物質に係る情報を食品表示として充実させることは非常に重要なことから、消費者庁は、これら中食や外食に関係する事業者によるアレルギー物質に係る更なる自主的な情報提供の促進を図られるよう、関係省庁と連携しつつ、アレルギー表示に関するガイドラインの策定を支援するなど必要な環境整備を進めることが適当である。その際には、アレルギーに関する学識経験者や患者団体、外食や中食に関係する事業者団体等からなる専門的な検討の場を別途設け、食物アレルギーに関する最新の知見等を踏まえつつ、検討を行うことが適当である。

(略)

(2) インターネット販売等の取扱い

以上のことを踏まえれば、インターネット販売における食品の情報提供の在り方については、専門的な検討の場を別途設け、消費者のニーズを踏まえつつ、専門家を交えて検討を重ねることが必要である。

5 終わりに

(略)

また、新たな食品表示制度においては、本報告書で示された基本的考え方に従って検討することが適当であるが、次の事項については、現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、その在り方については、今後の検討課題として、さらに、検討を行うことが適当である。

(1) 加工食品の原料原産地表示

(略)

本検討会では、これまでの「品質の差異」の観点にとどまらず、新たな観点から原料原産地表示の義務付けの根拠とすることについて議論を進めたが、合意には至らなかった。当該事項については、食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。

(2) 中食や外食、インターネット販売の取扱い

3で述べたとおり、これら販売形態による食品の表示については、専門的な検討の場を別途設け、引き続き、検討を行うことが適当である。

(3) その他の個別の表示事項

遺伝子組換え表示など中間論点整理についての意見募集(パブリックコメント)で多かった事項について、(1)と同様の位置付けの検討課題とすることが適当である。

● 消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定、平成25年6月28日一部改定)
(抜粋)

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
70・75	加工食品の原料原産地表示、中食・外食へのアレルギー表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示などの個別課題についての表示基準の見直しについては、順次検討を進めます。	消費者庁	<u>新たな食品表示基準の策定について目途がついた段階から検討を実施します。</u>

● 第27回食品表示部会 阿久澤部会長御発言(抜粋)

「 (略)

一方、加工食品の原料原産地表示等の今後の検討課題とされた事項につきましては、食品表示基準案の調査審議と並行して、消費者庁において準備を進めているとの御説明が11月12日開催の135回消費者委員会においてありましたので、食品表示基準案策定のめどがつき次第、準備が整った事項から順次調査審議を進めてまいりたいと思います。

(略)

」